

報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の評議員及び会長・理事・監事の報酬及び費用弁償の金額及び支払時期は、この規程による。

(報酬及び費用弁償の金額)

第2条 評議員及び会長・理事・監事の報酬及び費用弁償の金額は、別表1のとおりとする。

(報酬及び費用弁償の支給)

第3条 評議員及び理事・監事が任期途中で退職したときは、当月分までの報酬及び費用弁償を支給する。また、補欠により就任した評議員及び理事・監事の報酬は、翌月より支給する。

2 会長の報酬については、毎月支給する。

3 評議員及び理事、監事の報酬及び費用弁償は、年2回に分けて支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表1

役職名	報 酬 額	費用弁償額
会 長	月額 40,000円	なし
評議員	1回 2,000円	1km 37円
理 事	1回 2,000円	1km 37円
監 事	1回 2,000円	1km 37円